

令和9年八王子市二十歳を祝う会に係る広告取扱業者募集要項

1 趣旨

令和9年八王子市二十歳を祝う会の開催に当たり、対象者宛てに郵送する案内はがきに広告を掲載することにより、広告掲載料に係る歳入の確保を図る。

このため、「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱」（以下、「広告取扱要綱」という。）に準拠し、案内はがきに掲載する広告について、広告主を募集及び取りまとめる広告取扱業者（広告代理店）を公募する。

2 募集する広告取扱業者

広告主を自ら募集し、広告原稿の取りまとめ、案内はがき原稿データの作成及び広告掲載料の納入を一括して行うことができる広告取扱業者を1社募集する。

3 応募資格

本事業に応募することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 広告取扱業務を適正に遂行できる体制を有する事業者であること。
- (2) 関係法令を遵守し、過去に重大な法令違反等がないこと。
- (3) 市町村民税（特別区民税を含む）を滞納していないこと。
- (4) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置の対象でないこと。
- (5) 広告取扱要綱及び「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱基準」（以下、「広告取扱基準」という。）を理解し、これらに適合する広告を取り扱うことができること。

4 案内はがきに掲載する広告の範囲

市民生活に関連したものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の印刷物等の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

5 業務内容及び広告掲載料

(1) 業務内容

ア 案内はがき原稿データの作成

発送予定通数：約7,300人

- 発送予定時期：令和8年（2026年）12月上旬
- イ 仕様：140mm×295mm、3つ折り・フィルム圧着
- ウ 広告主の募集、広告原稿の収集及び調整
- エ 市との事前協議、広告取扱要綱及び広告取扱基準への適合確認

(2) 広告掲載料

広告取扱業者は、本募集要項に基づき、案内はがき広告に係る広告掲載料として、市に対し金15万円（税込）を一括して納付するものとする。

なお、本金額は応募条件とし、これに満たない金額での応募は無効とする。

6 広告掲載に当たっての留意点

広告取扱業者は、案内はがきに掲載する広告について、次の事項に留意すること。

- (1) 対象者の年齢層や生活に配慮し、特典の付与又は関連性のある内容とすること。
- (2) 広告欄には、必ず「**広告**」の表示をすること。
- (3) 広告のデザイン及び表現については、二十歳のお祝いの式典の趣旨にふさわしいものとなるよう、十分配慮すること。
- (4) 広告内容については、市と事前に協議を行い、広告取扱要綱及び広告取扱基準への適合について確認を受けること。

7 広告枠

広告枠は最大3枠とし、次のとおりとする。

番号	広告枠①	広告枠②	広告枠③
サイズ	140mm×100mm	140mm×100mm (角3mmカット)	140mm×95mm

実施例

(表面)



(裏面)

令和8年(2026年)
八王子市二十歳を祝う会

皆さまの人生の節目をお祝いする、
二十歳を祝う会を下記のとおり開催いたします。
ご出席をお待ちしております。

開催日
令和8年1月12日(月・成人の日)

時間
▶第1回/午前10時00分～11時00分(開場 午前9時15分)
第2回/午後0時30分～1時30分(開場 午前11時45分)

参加回は **第1回** です。

会場 J:COM ホール八王子(子宝町4-3-1 サウスサイドタワー八王子4階)

【ご案内】
◇参加回は、会場の混雑緩和のため、住所(現在の中学校の通学区域を参考にした地区)により指定しています。
◇指定参加回以外の参加も可能です。

【注意事項】
◇酒気帯びた方の入場及び酒類の持ち込みは禁止します。
◇ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
◇式典終了後は、係員の案内に従って速やかに会場から移動してください。
◇例年、とちの水デッキは来場者が滞留して非常に混雑します。他の場所に移動していただくよう、ご協力をお願いします。
◇指定参加回であっても満席になった場合は、立ち見となることや入場できないことがあります。時間に余裕をもってご来場ください。

◆状況により、会場開催の中止または式典時間等が急遽変更となる場合があります。
開催に関する最新情報は、市ホームページでご確認ください。

最新情報・詳細はこちらから
二十歳を祝う会ホームページ
二次元コード▶

QRコード

HPアドレス
www.city.hachioji-tokyo.jp/kurusahi/kyoiku/004-001/event/p0320261.html

広告枠③

8 応募方法

本募集要項に基づき広告取扱業者として応募する場合は、別添の「令和9年八王子市二十歳を祝う会に係る広告取扱業者 応募書類」を提出すること。また、応募者が市外に所在する場合は、納税証明書(市町村民税(特別区民税を含む)のみ・直近1年度分)を添付すること。

9 応募期限

令和8年(2026年)6月10日(水)

10 納品期限及び納品場所

- (1) 納品期限：令和8年(2026年)10月1日(木)
- (2) 納品場所：八王子市教育委員会 学習支援課

11 責任等

広告内容及び広告主に関する一切の責任は、広告取扱業者が負うものとする。

12 広告取扱業者の決定

審査基準に基づく審査を通過した応募者が1者のみである場合は、当該応募者を広告取扱業者として決定する。審査基準に基づく審査を通過した応募者が複数ある場合は、抽選により広告取扱業者を決定する。

なお、募集期間内に、審査基準に基づく審査を通過した応募者がいない場合は、本募集は不調とする。

13 協定書の締結

市と決定した広告取扱業者は、案内はがき原稿データの作成及び広告掲載料に関する協定書を締結する。

14 広告掲載料の納入期限

決定した事業者は、市が別途指定した期限までに広告掲載料を納付すること。

15 広告取扱業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、広告掲載の決定後であっても、市は広告取扱業者の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出された広告内容又は案内はがき原稿データが、広告取扱要綱及び広告取扱基準に適合しないと市が認めるとき。
- (2) 市が指定する期日までに、案内はがき原稿データ等を提出しなかったとき。
- (3) 広告掲載料が指定する期日までに納付されなかったとき。

16 広告掲載料の還付

既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告取扱業者の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

17 その他

この要項に定めのない事項については、市と広告取扱業者との協議により定める。